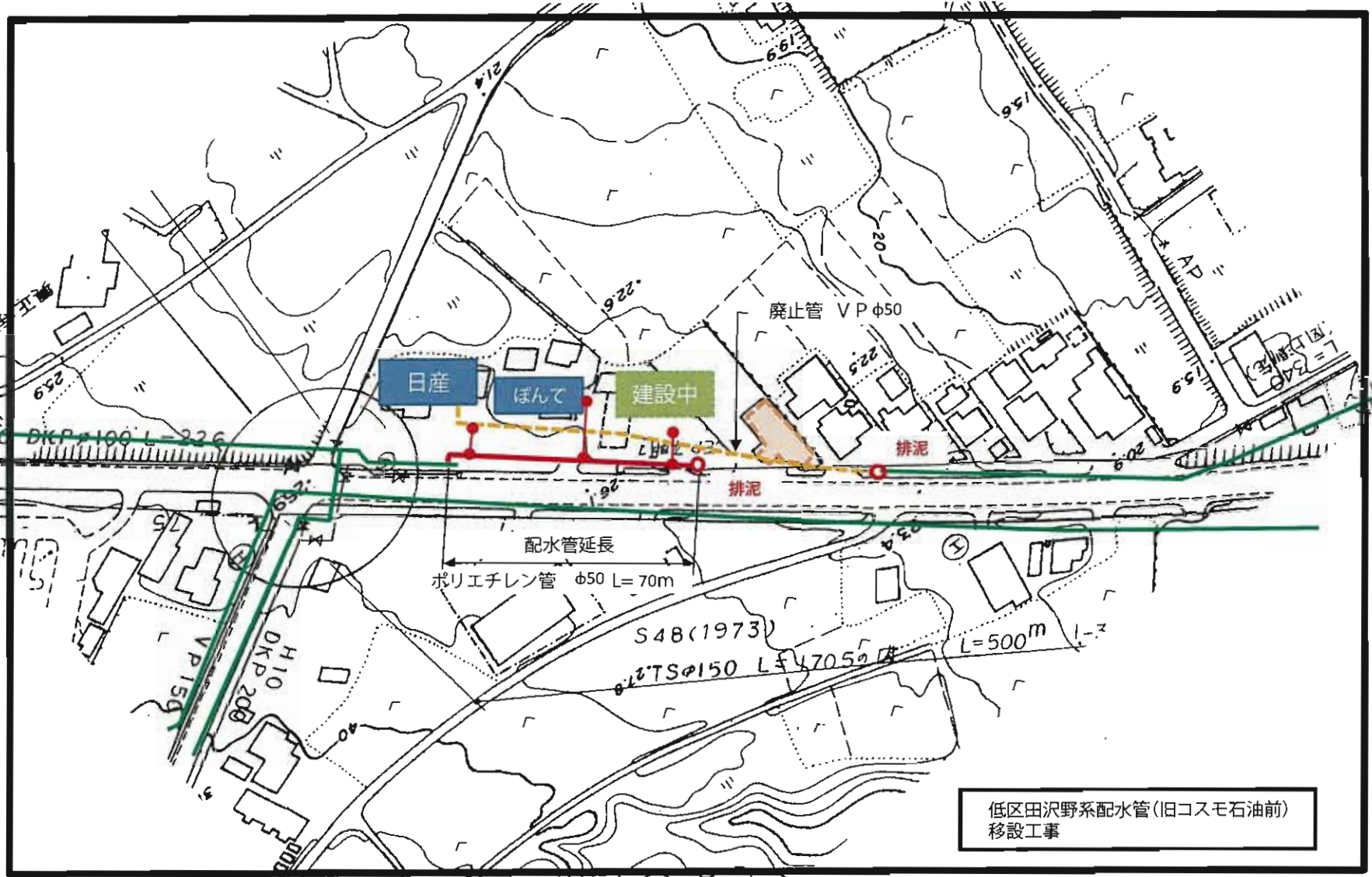


平成26年第3回江差町議会定例会資料

資料1：低区田沢野系配水管（旧コスモ石油前）移設工事概要【報告第1号関係】	…P	1
資料2：子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P	2
資料3：江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P	4
資料4：社会保障・税番号制度に係るシステム整備等の概要【議案第3号関係】	…P	5
資料5：江差町子ども・子育て支援制度の拡充概要について【議案第3号関係】	…P	8
資料6：予防接種法に基づくA類定期予防接種概要【議案第3号関係】	…P	10
資料7：予防接種法に基づくB類定期予防接種概要【議案第3号関係】	…P	11
資料8：江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく雇用助成事業概要【議案第3号関係】	…P	12
資料9：農地台帳システム改修事業の概要【議案第3号関係】	…P	13
資料10：漁業用燃料高騰緊急対策事業の概要【議案第3号関係】	…P	14
資料11：道の駅トイレ修繕位置図【議案第3号関係】	…P	15
資料12：町道姥神中歌線ロードヒーティング分電盤撤去工事概要【議案第3号関係】	…P	16
資料13：江差中学校備品整備事業の概要【議案第3号関係】	…P	17
資料14：江差中学校新校舎建設に伴うTV電波障害工事概要【議案第3号関係】	…P	18
資料15：北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第6号関係】	…P	19
資料16：固定資産評価審査委員に関する資料【同意第1号関係】	…P	20
資料17：教育委員会委員に関する資料【同意第2号関係】	…P	21
資料18：平成26年度国・道への要望等状況一覧（6月～8月）	…P	22



低区田沢野系配水管(旧コスモ石油前)
移設工事

子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満18歳に達した日(誕生日の前日)の最初の3月31日までの者をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 _____「子ども医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合に<u>対象者が負担すべき額とする。ただし、付加給付その他医療に関する法令等により負担がある場合においては、当該負担額を控除する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満15歳に達した日_____の最初の3月31日までの者をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>この条例において</u>「子ども医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、<u>当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)</u>と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における<u>当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。</u></p> <p>5 <u>この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。</u></p> <p>6 <u>この条例において「基本利用料」とは、健康保険法第85条第2項に規定する指定訪問看護を受けた者について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。</u></p> <p>7 (略)</p>

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(減 免)</p> <p>第7条 町長は、規則に定めるところにより、第3子以降に係る入園料及び保育料は免除とする。</p> <p>2 前項に規定するほか、一定額以下の町民税納付世帯について、規則の定めるところにより保育料の額を減免することができる。</p> <p>3 保育料は、災害、その他町長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(減 免)</p> <hr/> <p>第7条 町長は、一定額以下の町民税納付世帯について、規則の定めるところにより保育料の額を減免することができる。</p> <p>2 保育料は、災害、その他町長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>第8条 略</p>

4

番号制度

根拠法令 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる 番号法） 公布日 H25.5.31

目的

- 個人番号（法人番号）を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受
- 手続きの簡素化による国民の負担の軽減
- 現行個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いの確保

利用の基本

- ①行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- ②情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- ③個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- ④個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が発令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

◆個人番号カード・・・氏名、住所、生年月日、個人番号（12桁）、顔写真

利用範囲

- 年金分野 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。
- 労働分野 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。
- 福祉・医療・その他 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得対策の事務等に利用。
- 税分野 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
- 防災分野 被災者生活再建支援金の支給に関する事務、その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

番号制度導入に係るシステム整備、改修

所 管	改修システム	補助率	H26 予算額 (千円)	財源	
				補助金	一般財源
総務省	住民基本台帳システム	10/10	3,257	3,257	
	税務システム	2/3	1,896	1,263	633
	団体内統合宛名システム	10/10	1,500	1,500	
	中間サーバー	10/10	663	663	
	計		7,316	6,683	632
厚生労働省	障害者福祉システム	} 10/10	調整中		
	児童福祉システム				
	国民健康保険システム				
	後期高齢者医療システム				
	介護保険システム				
	国民年金システム				

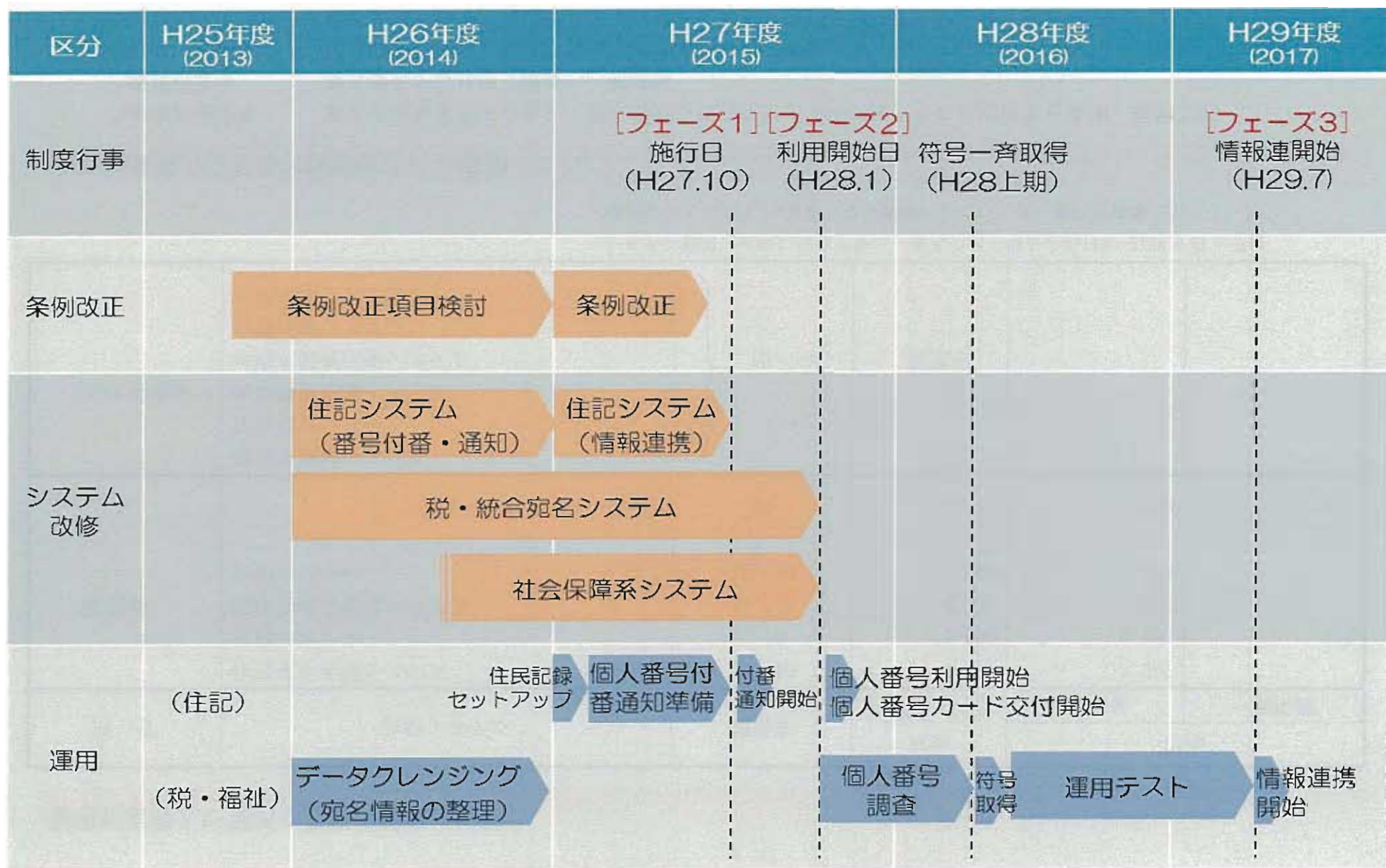
・システム整備、改修に係る予算は、導入テスト等を含めH26-H28を計上予定

・税務システムの1/3負担（ウラ負担）については、交付税措置予定

番号制度導入に係る今後想定される事務

- 条例の制定等 : 個人情報保護条例の改正、個人番号の独自利用の条例制定、その他関連する条例、規則改正
- 職員研修等 : 個人番号を取り扱う職員への研修等
- 町民への周知 : 番号制度、利用に関する事項を広報等で町民へ周知
- 番号カード交付 : 個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの交付

番号制度スケジュール



7

江差町子ども・子育て支援制度の拡充概要について

1. 幼稚園・保育園の保育料等の無料化

趣 旨

江差町における多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降の児童が町立保育所又は町内公・私立幼稚園に入所（園）する場合に保育料等を無料化することにより、子どもを生き育てやすい環境づくりに資するものとする。

○対象となる児童

同一世帯に18歳以下の子どもが3人以上おり、かつ3人目以降の子どもが、現在、町立保育所又は町内公・私立幼稚園を利用している児童及び今後利用する児童。

○助成内容 第3子以降の保育料（幼稚園は入園料を含む）は無料とする。

○実施の時期 平成26年10月1日より

○対象世帯、児童数及び影響額

			<年間ベース>
町立保育所	19世帯	20人(減免額 2,193,600円)	歳入減 4,388,000円
町立幼稚園	2世帯	2人(減免額 75,600円)	歳入減 162,000円
私立幼稚園	10世帯	10人(補助額 876,000円)	歳出増 2,160,000円
計	31世帯	32人	
※減免。補助額は10月～3月分の予定額			影響額 6,710,000円

○関連条例等

町立保育所	江差町立保育所条例 及び 条例施行規則 ⇒第3子以降の児童への保育料を無料
町立幼稚園	江差町立幼稚園設置条例 及び 保育料減免規則 ⇒第3子以降の児童への保育料・入園料を無料
私立幼稚園	江差町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 ⇒第3子以降の児童への保育料・入園料の無料化に対する補助

2. 子ども医療費の助成拡充

○趣 旨

次世代を担う子どもたちの健やかな成長と健康増進並びに子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりに資する。

○対象者

町内に住所を有する18歳以下の方が対象になります。

但し、次の方は対象になりません。

- ・対象者が医療保険各法の被保険者又は組合員の方
- ・生活保護法の規定により保護を受けている方

○制度の拡充内容

ア 対象年齢の拡大

15歳（中学生）以下を18歳（高校生等）以下に拡大

イ 医療費助成の拡充

初診時一部負担金（医科診療 580円、歯科診療 510円）の撤廃（無料化）

ウ 所得制限の撤廃

○実施の時期 平成27年1月1日より

○対象人数 1,056人

区分	人数	子ども医療	重度医療費	ひとり親医療費
未就学児	332	317	1	14
小学生	364	328	0	36
中学生	173	150	0	23
高校生	187	143	3	41
計	1,056	938	4	114

○予 算（拡充分）

① 高校生拡充分	850千円
② 初診時一部負担金撤廃分	600千円
③ システム改修等	2,756千円
合計	4,206千円

<年間ベース影響額>

} 5,800千円

○関連条例等

- ・子ども医療費の助成に関する条例／同規則
- ・重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例／同規則

予防接種法に基づくA類定期予防接種概要

【事業名】 水痘ワクチン予防接種事業

【概要】 予防接種法施行令の一部を改正する政令が7月2日公布され、水痘があらたに定期予防接種に追加されたので、水痘の発症、蔓延、重症化の予防を図る目的で予防接種を実施する。

【開始時期】 平成26年10月1日予定（政令施行日：平成26年10月1日）

【接種方法】 各医療機関にて個別接種で実施。乾燥弱毒生水痘ワクチン0.5mlを皮下に注射

【対象・接種回数】

	対象者	26年度特例
月 例	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者
接種回数	3月以上の間隔をおいて2回	1回
標準的接種期間	1回目 生後12月から生後15月に達するまでの期間 2回目 6月から12月までの間隔をおく	
H26.10.1以前の接種の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・水痘罹患児は対象外とする ・任意接種で2回接種済みの児は対象外とする ・任意接種で1回接種済みの児は、既に定期接種を1回受けたものとみなし、残りの1回を接種する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水痘罹患児は対象外とする。 ・生後12月以降に、任意接種で1回以上接種済みの児は対象外。

【平成26年度の接種計画】

10月1日の月齢	実人員 ①	罹患・規定回数接種済 ②	対象			接種見込み人数 接種率85%		備考	
			人数 ①-②	規定の接種回数	1回目	2回目	1回目		2回目
59~36か月	105	13	92	1回	92	/	78	/	26年度特例
35~33か月	12	1	11	1回	11	/	9	/	2回目接種時に36か月を超える。2回目接種不要
32~12か月	102	2	100	2回	97	100	83	86	10月1日に対象月齢に達している児
11~9か月	11	0	11	2回	11	11	9	9	10月1日以降対象月齢に達する児
8~6ヶ月	16	0	16	1回	16	0	14	0	10月1日以降対象月齢に達する児（2回目は27年度）
合計	246	16	230	/	227	111	193	95	
					対象延べ	338	接種延べ	288	

予防接種法に基づくB類定期予防接種概要

- 【事業名】 高齢者肺炎球菌予防接種支援事業
- 【概要】 予防接種法施行令の一部を改正する政令が7月2日公布され、高齢者の肺炎球菌感染症がB類疾病に新たに追加されたので、高齢者の肺炎の発症、重症化の予防を図る目的で予防接種を実施する。
- 【開始時期】 平成26年10月1日予定（政令施行日：平成26年10月1日）
- 【接種方法】 各医療機関にて個別接種で実施。23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回接種 0.5mlを筋肉または皮下に注射
- 【対象】 平成26年10月1日より前に、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、定期接種対象外とする。

	対象者
平成26年度	① 26年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者（各疾患で手帳1級保持者）。 ※以下、記載を「60～64歳手帳保持者」とする。 ③ 26年度に、101歳以上となる者
平成27年度 から平成30 年度まで	① 各当該年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ② 60～64歳手帳保持者
平成31年度 以降	① 65歳の者 ② 60～64歳手帳保持者

【平成26年度の接種計画】

・対象者数

年齢	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳	101以上	合計
人数	172	111	122	119	82	50	15	3	8	682

・接種率 50%

・接種見込数 350人（うち国保加入者 140人）

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく雇用助成事業

＜追分商工観光課＞

1 条例の内容

＜条例の目的＞

- 従前の半島振興法、過疎法等における固定資産税の課税免除等の対象要件の緩和
- 町内進出企業に対する雇用奨励支援(卸小売業、環境関連産業等)
- 町の成長産業として期待する福祉関連分野等に対する雇用奨励支援(介護事業所・歯科診療所等)
- 町内の小さな起業に対する側面的支援

＜対象業種＞

- ① 製造関連分野 ② 観光関連分野 ③ 情報関連分野 ④ 商業関連分野
- ⑤ 環境関連分野 ⑥ 健康・福祉・医療関連分野

＜対象要件＞

- 投資額 地方税法第341条の規定に基づく固定資産で事業の用に供するものの取得に要した費用
- 雇用人数 町内に住所を有する者で1年を超えて常時雇用される者
 - ① 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
 - ② 雇用保険・健康保険・厚生年金等に加入していること。

＜優遇措置＞

- 企業立地助成金の交付(交付期間:3年間)
事業所の立地に係る施設、設備及び直接事業の用に供する土地に対して課される固定資産税相当額を限度として助成する。(製造・観光・情報関連分野のみ対象)
- 雇用奨励助成金の交付(交付期間:1年限り)
事業所の立地に伴い新たに採用した雇用者の数に1人当たり60万円を乗じて得た額を助成する。
(単年度その額が600万円を超える場合は、上限額として600万円)

区 分	① 投資額	② 雇用人数	企業立地助成金	雇用促進助成金
製造関連分野	1,000万円以上	2人以上	○	○
観光関連分野				
情報関連分野				
商業関連分野	1,000万円以上	2人以上	×	○
健康福祉医療関連分野				
環境関連分野				

※地方税法第348条に規定する固定資産税の非課税事業者については対象外である。

2 平成25年度開業に伴う指定状況 (雇用奨励助成金)

- 岩坂歯科医院 平成25年8月1日開業 雇用人数 2名(健康福祉医療関連分野)
 - ホームック江差柳崎店 平成25年8月7日開業 雇用人数 8名(商業関連分野)
 - ㈱ブンテン江差店 平成25年9月6日開業 雇用人数 7名(商業関連分野)
- ※雇用人数は開業時の人数。助成申請時に条件を満たしているか審査のうえ交付。

3 平成26年度助成額 (雇用奨励助成金)

60万円×17名=10,200万円

農地台帳システム改修事業の概要

<所管課：江差町農業委員会>

<補助事業>

補正予算要求額：2,160千円

事業主体：江差町農業委員会

【事業費】2,160千円

【財源構成】道支出金 2,160千円

事業の必要性

農地台帳については、平成26年4月1日に施行された改正農地法により、農業委員会が保有する農地の情報を一筆ごとに整備することとなり、整備すべき項目については、農地法・農地法施行令・農地法施行規則等において定められているところである。今般、法定化された農地台帳の整備にあたっては、自治事務として取り扱うこととされており、より具体的な記載内容、記載方法、データ出力形式等が求められており、全国統一したフォーマットでの整備を必要とするものである。

事業の概要

[農地台帳の記録事項]

1. 農地の所有者の氏名又は名称及び住所
2. 農地の所在、地番、地目及び面積
3. 農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等の額
4. その他農林水産省令で定める事項

■事業内容 農地台帳システム改修事業 2,160千円 (委託料)

[新たに追加する機能]

1. 公表用CSVファイルの出力機能
2. 農地中間管理機構を考慮した貸借機能
3. 利用状況調査(遊休農地の調査)の帳票作成機能
4. 窓口公表項目に準じた帳票作成機能

※ほか、法定項目・任意項目に示されている整備項目に従い、既存システムの改修作業。

漁業用燃油高騰緊急対策事業の概要

<所管課：農林水産課>

<補助事業>

補正予算要求額：5,000千円

事業主体：江差いか釣り協議会

【事業費】5,000千円

【財源構成】一般財源 5,000千円

事業の必要性

漁業経費の3割を占めるとも言われる燃油価格の高騰は、漁家経営に深刻な影響を与えている。特にイカ釣り漁については、とりわけ燃油の使用料が多く、採算性の悪化が懸念されている状況を鑑み、今般、町単独による燃油高騰に対するセーフティネットを構築し、漁家経営の体質強化と水産物の安定供給に資するものである。

事業の概要

■ 対象者

以下の全ての項目に該当するものとする。

- ひやま漁業協同組合江差支所の正組合員であること。
- 江差いか釣り協議会の会員であること。
- いか漁に着業していること。

■ 対象期間 平成26年6月1日～12月31日

■ 対象要件 ひやま漁協江差支所で給油した燃料とする。

■ 補助率等 江差イカ釣り協議会会員が使用した燃料費総額の10%以内（上限額：5,000千円）とする。

<参考>

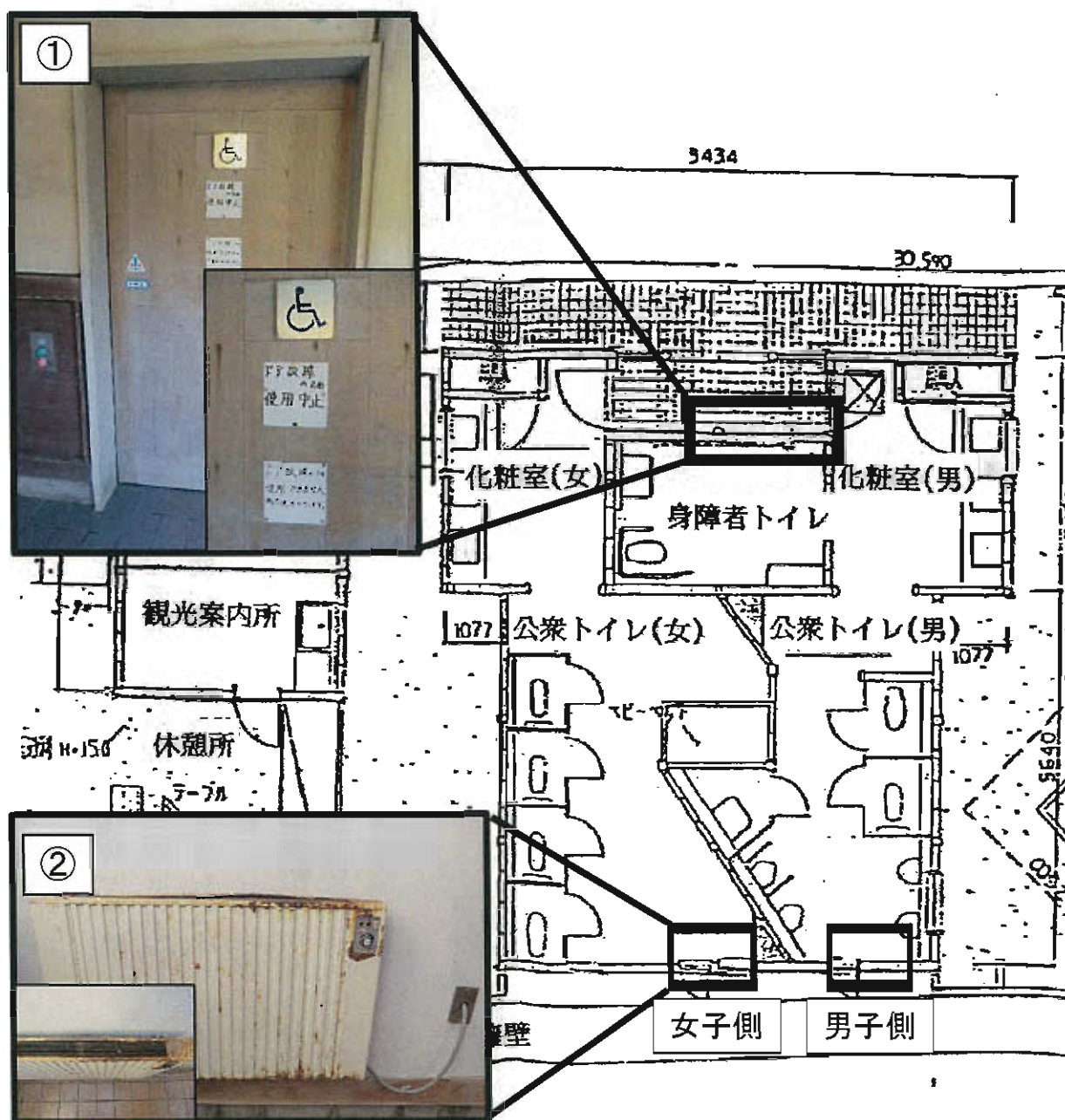
平成25年度いか釣り協議会燃料費総額（実稼働者19名） 58,608千円

平成26年8月1日現在のA重油の価格 1リットル当たりの単価106.7円（昨年同時期：95.7円）



道の駅トイレ修繕位置図

- ①自動ドア装置交換 : 多機能(障害者用)トイレの自動ドアがセンサー等の老朽化により開閉せず利用できないため
- ②ストーブ改修工事 : 老朽化による女子側の取替及び男子側のスイッチ故障を修繕し水道管(水洗)凍結等を予防するため

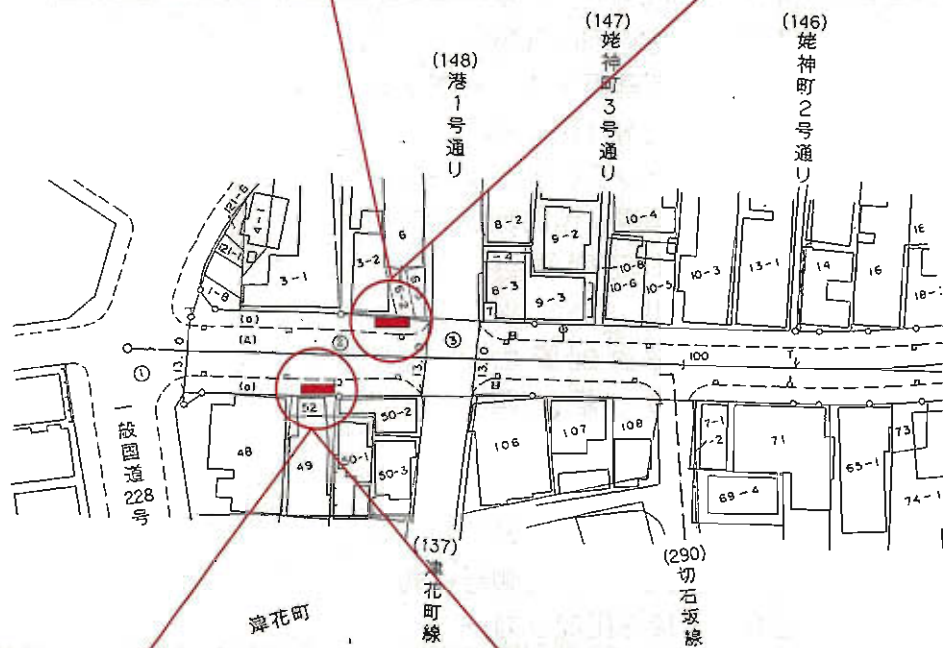


町道姥神中歌線ロードヒーティング分電盤撤去工事

口道道江差木古内線道路改良工事（歴史を生かすまちづくり事業）においてロードヒーティングの整備を行いその後、平成17年度に町へ移管となったものであります。

*設置年度・・・・・・・・平成11年度

【塩害等により腐食が進行し、倒壊の危険のある分電盤】



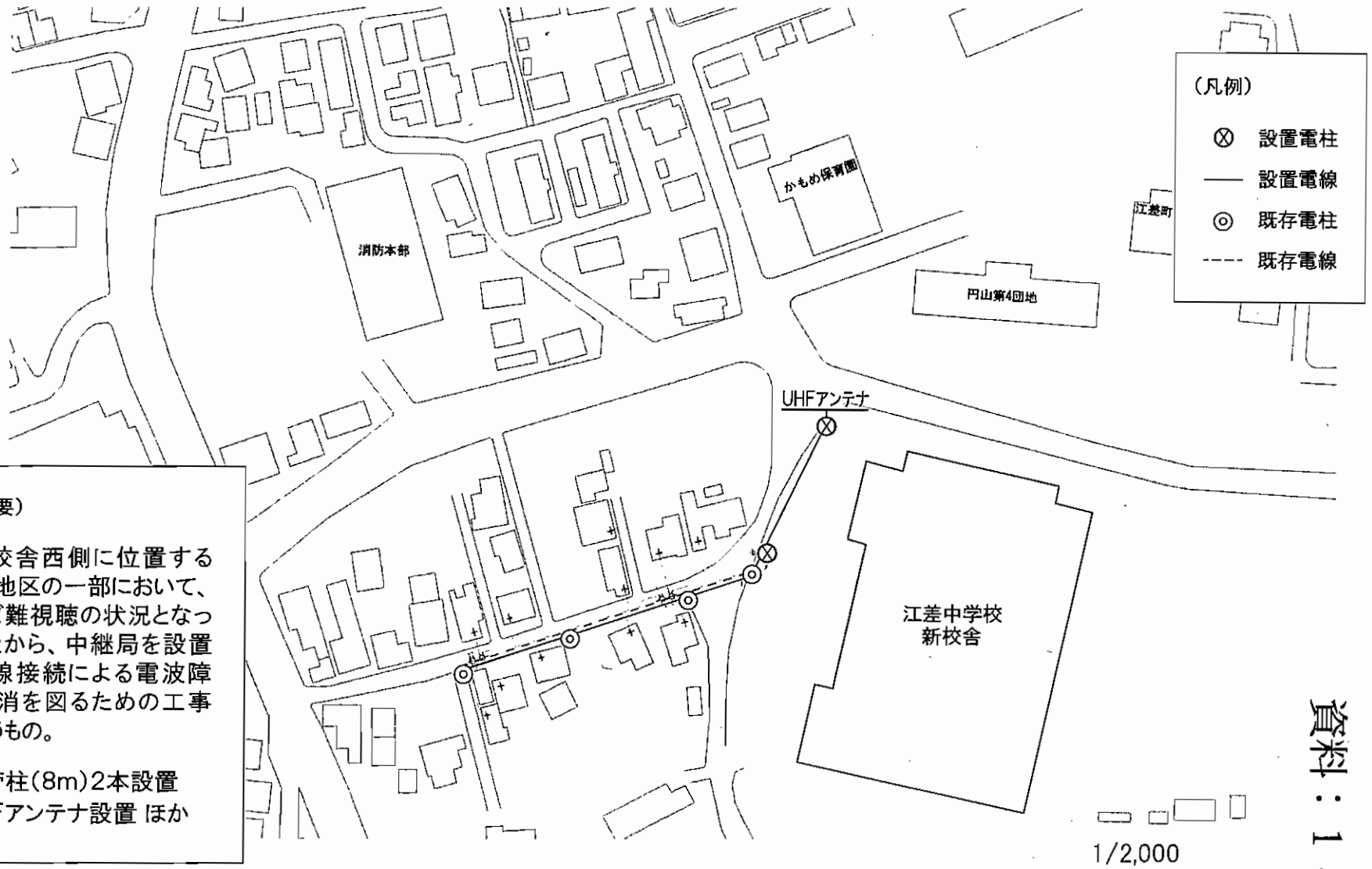
【塩害等により腐食が進行し、倒壊の危険のある分電盤】

江差中学校改築整備事業に係る「備品購入項目」

購入備品の主な項目

- 1 生徒用机及び椅子
- 2 教師用机及び椅子
- 3 特別教室用椅子
- 4 会議用机及び椅子
- 5 教師用教卓
- 6 理科用薬瓶保管庫
- 7 美術用乾燥棚
- 8 技術用器具
- 9 保健室用器具
- 10 体育用器具
- 11 電子ピアノ
- 12 合唱用ひな段
- 13 教室用ホワイトボード
- 14 収納保管庫
- 15 パンフレットケース
- 16 図書室用閲覧ブース
- 17 生徒用図書
- 18 印刷機
- 19 給食配膳台
- 20 冷蔵庫
- 21 洗濯機
- 22 オープンレンジ
- 23 応接セット
- 24 ステージ用演台一式
- 25 掃除用ロッカー
- 26 傘立て
- 27 教師用パソコン
- 28 全室のカーテン

江差中学校新校舎建設に伴うTV電波障害工事概要



(凡例)

- ⊗ 設置電柱
- 設置電線
- ⊙ 既存電柱
- - - 既存電線

(工事概要)

新校舎西側に位置する陣屋地区の一部において、テレビ難視聴の状況となったことから、中継局を設置し有線接続による電波障害解消を図るための工事を行うもの。

- ・鋼管柱(8m)2本設置
- ・UHFアンテナ設置 ほか

資料：14

北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

変 更 案		現 行
本則附則 略	本則附則 略	
別表	別表	
組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名		組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名
区 分	区 分	
市(釧路)	市(釧路)	
(根室)	(根室)	
以下略	以下略	
(略)	(略)	
市町村及び市町村の一部事務組合	市町村及び市町村の一部事務組合	
根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合	根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合	

氏名 横野 晃一

生年月日



住所

江差町字



最終学歴

昭和53年 3月

東京工芸大学卒業

主な職歴

昭和58年 4月

(有)ヨコノ印刷 入社

平成20年11月

(有)ヨコノ印刷 代表取締役

公職歴等

平成23年10月から現在

江差町固定資産評価審査委員（1期）

氏名 小 路 政 信

生年月日

住 所

江差町字



最終学歴

昭和38年 3月

江差高等学校卒業

主な職歴

昭和38年 4月

ニュートーキョー(株) 中国料理部

昭和43年 6月

自営業(中国料理店美華経営)

公職歴等

昭和62年

江差ヨット協会副理事長

平成16年 9月

江差中央商店街組合理事長

平成22年10月から現在

江差町教育委員会委員(1期)

【平成26年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成26年6月1日から平成26年8月31日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
檜山地域振興協議会	<p>檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する要望</p> <p>■交通ネットワークに関する事項</p> <p>○安全・安心な交通網の確保等</p> <p>○離島住民の交通の確保</p> <p>■農業の振興に関する事項</p> <p>○持続可能な農業経営の確立</p> <p>■水産業の振興に関する事項</p> <p>○水産業の振興対策の推進</p> <p>■地域医療体制に関する事項</p> <p>○地域医療体制の充実・強化</p> <p>■地方財政措置の充実に関する事項</p> <p>○町村財政基盤の強化</p> <p>■国土保全に関する事項</p> <p>○治水事業等の促進</p> <p>○準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充</p> <p>■半島振興法の延長</p> <p>■林業・木材産業の発展に向けた総合的対策の推進</p>	<p>函館開発建設部・ 函館建設管理部・ 北海道知事・北海 道開発局・管内選 出道議</p> <p>総務省・国土交通 省・地元選出代議 士</p>	7月1日～3日 (要望書提出)
江差町単独	<p>○高規格幹線道路「函館・江差自動車道」整備にかかる木古内・江差間の早期着手について</p> <p>○旧国道(町道愛宕泊通り線)の整備について</p> <p>○国道227号・228号における海岸線の高潮対策について</p> <p>○土砂災害警戒区域指定地区「新栄町沢川」「新栄町右沢川」の早期整備について</p> <p>○普通河川小黒部川の洪水対策について など</p>	自民党北海道八区 支部「移動政調会」	8月21日 (江差町)
主要道道江差・木古内線整備促進期成会	<p>○道路整備の安定的な財源確保等について</p> <p>○主要道道江差・木古内線の整備促進について</p>	函館建設管理部・ 北海道建設部	8月25日～26日 (函館・札幌)